



2024
No.178
7・8月号
編集発行人
税理士法人
伏見会計事務所
〒420-0804
静岡市葵区竜南3丁目10-18
TEL (054) 246-2433 (代)
FAX (054) 246-9389
E-mail: kaikai@t-fushimi.co.jp
URL: http://www.t-fushimi.cp.jp/



「納税がより便利になりました！」

今回は、「地方税お支払いサイト」についてご紹介させていただきます。

～以下、地方税お支払いサイトより～

◆ 地方税お支払いサイトとは…

ご自宅やオフィスに届く納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンで地方税をお支払いいただけるサイトです。

◆ 地方税お支払いサイトならこんなに便利！

- ・まとめてお支払い…複数の納付書をまとめて1回でお支払いいただけます。
- ・選べるお支払い方法…さまざまなお支払い方法からお選びいただけます。

このコーナーでは税務に関する様々な情報を提供して参ります。記事の内容についてご質問等がございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。

☎ 054-246-2433

お支払い方法	eLTAX利用者IDでログインされた方	一時利用の方
クレジットカード	○	○
インターネットバンキング	○	○
口座振替(ダイレクト方式)	○	×
Pay-easy(ペイジー)	○	○

eLTAX利用者IDをお持ちの方

- 繰り返しの利用に最適
- お支払い時の入力を簡略化
- お支払い履歴を簡単に確認
- すべてのお支払い方法が利用可能
- ・クレジットカード
- ・インターネットバンキング
- ・口座振替(ダイレクト方式)
- ・Pay-easy(ペイジー)

eLTAX利用者IDを取得する

利用者登録せずお支払い

- 事前の登録不要
- 選べるお支払い方法
- ・クレジットカード
- ・インターネットバンキング
- ・Pay-easy(ペイジー)

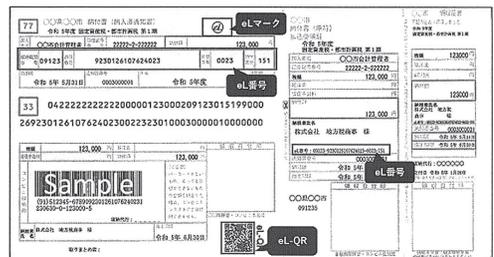
eLTAX利用者IDをお持ちでない方もお支払いができます。

◆ 取扱い可能な納付書…順次拡大予定です

お手元の納付書にeLマークの記載やeL-QR・eL番号の記載があれば、取扱い可能です。



▼ 納付書イメージ



例えば静岡市の場合、住民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税が、現在納付可能です。

是非お手元の納付書をご確認の上、ご利用下さい！

※詳しくは『地方税お支払いサイト』をご覧ください▶

なお、法人税、法人市県民税等の納付についても、e-Tax、eLTAXを利用することにより、パソコン等で納税を完結することができます。詳しくは税務担当者までお問い合わせ下さい。



行政書士法人 **葵事務所** です!!

いろいろな業務を扱っています。
まずはお気軽にご相談ください。



相続登記の申請が 義務化されました

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html

詳しくはこちら



相続登記の申請の義務化は令和6年4月1日に始まりましたが、それ以前の相続でも不動産(土地・建物)の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。

それぞれのケースに応じ、相続人(ご遺族)で必要な遺産分割協議(相続人全員での話し合い)を行い、今のうちから相続登記を速やかに行うことが重要です。



葵事務所では遺産分割協議書の作成を承っております。



★ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。
※登記申請の部分は司法書士をご紹介します。

葵事務所／行政書士：西村まで ☎ 054-247-6148



■伏見よもやまかわらばんは
伏見会計事務所のホームページ
でも見るができます!

ホームページでは詳しい業務紹介や
スタッフ紹介もしていますので、
是非ご覧ください!



第一グループ 伏見会計事務所
<http://www.t-fushimi.co.jp>

検索!



伏見よもやまかわらばんでは
こんな事を募集しています!

ペット自慢

お店の紹介会

趣味や今
こっていること!

経理・税務
などの
なんでも
相談

御意見!
御感想!!

★あなたからの情報
お待ちしております!!

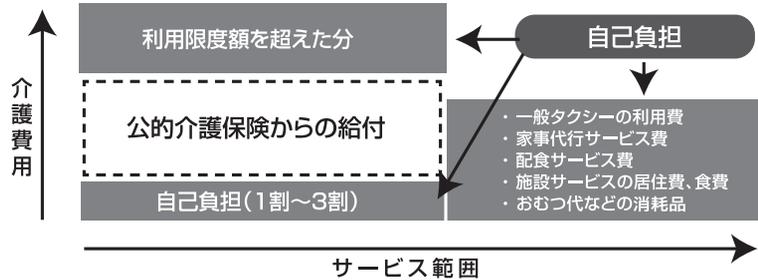
他にも税務に関する様々な情報を提供して参ります。
記事の内容についてご質問等がございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。
リクエスト等もお待ちしております。 ☎ 054-246-2433

人生100年時代、身近になる介護

医療の発達等で平均寿命が延び100年生きるのが当たり前になっていくと予想されています。そして寿命の一部が介護になっている方が増えているのも事実。そんな中、公的介護保障だけで足りるのか少しでも不安な方に情報のご提供です。

～公的介護保障の補償範囲～

● 公的介護保険で介護サービスを利用する場合、1割負担（一定所得者は2～3割）です。また、利用限度額が設定されており、限度額を超えた超過費用については、全額自己負担となります。施設サービスを利用する場合は、1割の自己負担のほかに、居住費と食費を負担することになります。



～なぜ民間の保険が必要なのか～

● 民間の保険では上記の自己負担額部分を補い「介護時により良いサービスを受けたい・良い介護施設へ行きたい・家族の負担をできるだけ減らしたい。」このような思いを保険で可能にするかもしれません。また公的介護保険では45歳～64歳まで老化等に起因する特定の病気によって要支援・要介護状態になった場合のみ補償となっておりケガでの介護は補償外となっております。民間の介護保険では保険会社ごとに支払い基準が設けられており、当社取り扱いの介護保険ではケガでの介護状態も補償内となっております。

85歳以上では2人に1人の方が要介護状態になっているそうです。今健康だと想像しにくい未来のことですが介護保険は若いうちに入られたほうが総支払金額が低く抑えられることが多いです。持病があり入れるかわからない・法人で入りたいなどありましたらご相談ください。

(株)第一経営/松永・小池
TEL 070-3286-7362 (直通)

データで見る「介護」の現実

人生100年時代「介護」は他人事ではありません

1▶平均寿命と健康寿命には差があります

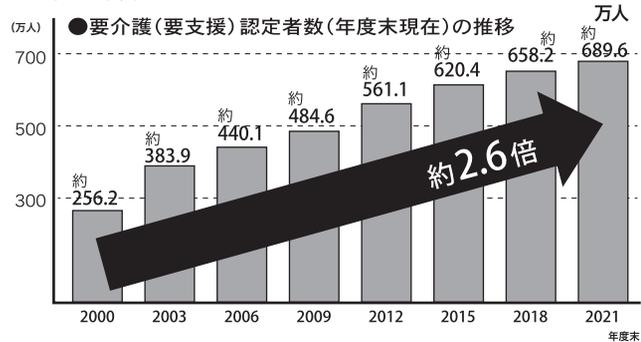
健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことをいいます。健康寿命は平均寿命より、男性は約9年、女性は約12年短くなっています。

●男女別平均寿命と健康寿命(令和元年)



2▶要介護(要支援)認定者数は増加しています

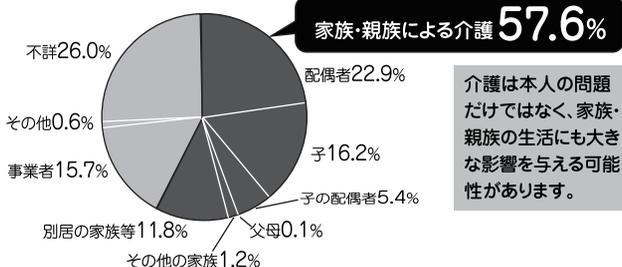
公的介護保険制度が開始された約20年前から、要介護(要支援)認定者数は約2.6倍と増加しています。



3▶主な介護者は家族・親族です

主な介護者は、家族となるケースが約6割を占めます。

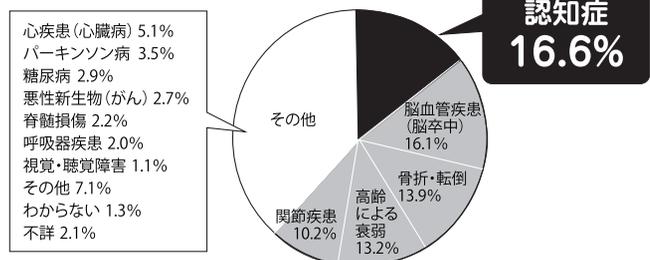
●主な介護の担い手

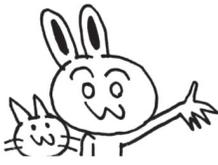


4▶要介護状態の主な原因のひとつは「認知症」です

認知症は介護が必要となった原因の第1位です。

●介護が必要となった主な原因





短時間労働者の社会保険加入義務化の 対象事業所が「被保険者数51人以上」に 拡大されます。

【令和6年10月～】

◆対象となる事業所

厚生年金保険の被保険者(フルタイム従業員と週所定労働時間がフルタイム従業員の4分の3以上の従業員)の数が「51人以上」となることが見込まれる事業所

◆新たに加加入対象者となる従業員

以下の4つの要件をすべて満たす方が加入対象となります

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金が88,000円以上
- ③ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生でない



◆会社としておこなっておくべきこと

- ①加入対象者をリストアップし、令和6年10月より社会保険の加入対象になることを伝えましょう。加入後に享受できるメリットや新たに発生する費用等を伝えてあげると加入対象者の不安を和らげることができます。
- ②加入対象者の方が「どうしても社会保険に加入したくない」という場合には労働条件変更の検討をおすすめします。社会保険の加入対象とならないのは「週の所定労働時間が20時間未満」です。

■ お問い合わせは……第一労務事務所 社会保険労務士:安竹・山口まで 054-246-4774

■ 編集後記 ■

今年の夏も暑そうです。
夜も暑くて中々眠れない時、つい余分な事を考えてモヤモヤしちゃう時ってありますよね。
ちょっと嫌な気持ちって実は手放せるから湧き出てくるってご存知ですか?
「自分はそんな嫌な気持ちを持ってるんだな」と認めて、その後「でも、その気持ちとはもうサヨナラ」とその気持ちを捨てちゃうとスッキリしますよ!
捨てる方は色々。次回、オススメのやり方を少しご紹介しますね。



「植物大好き」



カルミア(アメリカシャクナゲ)
ツツジ科・カルミア属

可愛い花がたくさん咲くので、とても見栄える魅力的な植物です。
近くの公園では、毎年楽しみにしているという方がいて、今年、初めてピンクと白の2種類植えられているのを教えてもらい、ちょっと嬉しくなりました。
お庭のアクセントにどうかな?と思ったら、葉っぱ部分に毒があるそうで、ペットや子供がいるご家庭では注意が必要という事でした。
そんな訳で、季節には遠くで愛でるだけに致しましょう。